

令和 7 年 2 月 10 日
消 費 者 庁

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（キノフメリン等 16 品目）の残留基準の改正）及び「食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する件（案）」（発芽スイートルーピン抽出たんぱく質）に関する意見募集の結果について

消費者庁では、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（案）」（農薬等（キノフメリン等 16 品目）の残留基準の改正）及び「食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示（案）」（発芽スイートルーピン抽出たんぱく質）について、広く国民の皆様にご意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、適宜要約等の上、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

- 1 意見募集期間：令和 6 年 11 月 6 日（水）～同年 12 月 5 日（木）
- 2 意見提出方法：郵送及びインターネット（電子政府の総合窓口〔e-Gov〕意見提出フォーム）
- 3 意見総数：3 件
- 4 御意見概要及び御意見に対する消費者庁の考え方：別添のとおり

【本件に対する問合せ先】

消費者庁食品衛生基準審査課

電 話：03（3507）9352

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>